

令和 8 年度飼い主のいない猫の 不妊・去勢手術費の一部を補助します

飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行った方に、手術に要した費用の一部を補助します。

申請できる方

住民基本台帳に記載されている市内在住の方。

対象とする猫

市内に生息する飼い主のいない猫であること。

申請の際の注意点

- ①獣医療法（昭和 24 年法律第 186 号）の規定により免許を受けた獣医師が実施する手術であること。
- ②補助金の交付を受けようとする年度において手術を受けること。
- ③対象とする猫の手術前と手術後の写真が必要です。（写真が不鮮明な場合は、申請をお断りする場合があります。）
- ④去勢・不妊手術済みであることが分かるように、片方の耳端に V 字のカットを施すこと。（手術を実施する動物病院で必ず実施してください。）
- ⑤申請の状況によっては、申請回数を制限することがあります。
- ⑥手術費の領収書及び内訳書には、申請者の氏名を入れてください。

助成限度額

- ・去勢手術（おす）5,000 円／1 匹につき
- ・不妊手術（めす）9,000 円／1 匹につき

※手術費用が限度額に達しない場合は、実際に要した費用が対象です。

※補助額に消費税は含まれません。

申請受付期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 19 日

※手術後 1 カ月以内の申請が必要です。

※予算の範囲内で補助するため、申請状況により期限前に終了することがあります。

※補助事業は年度単位で行うため、各年度の 4 月 1 日以降に実施した手術が補助の対象となります。3 月に手術を行った場合、翌年度の 4 月に申請はできません。

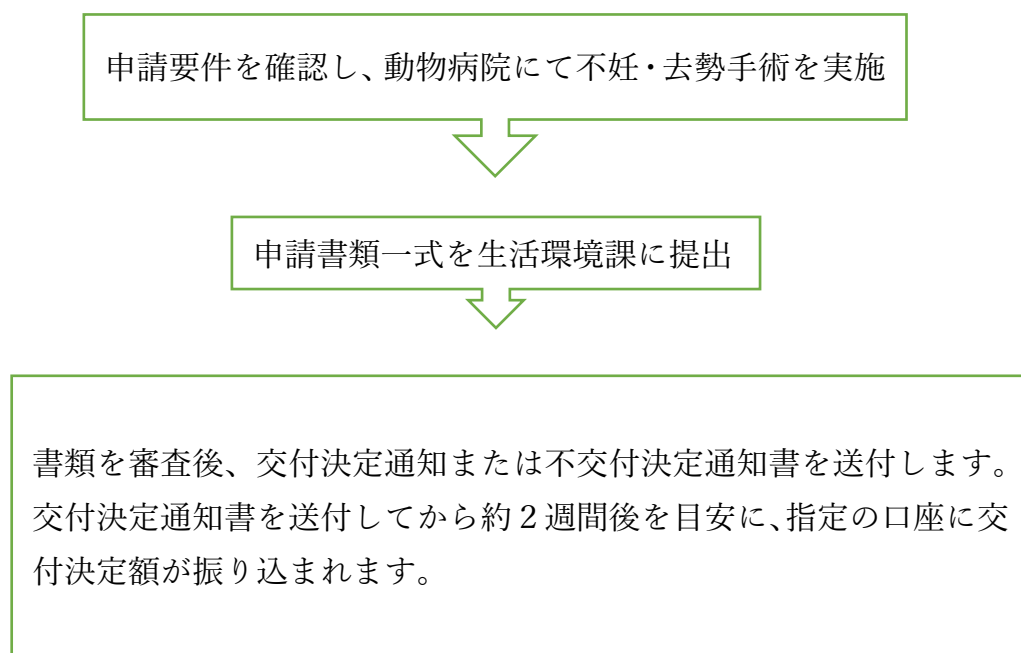
提出方法

市役所本庁舎 5 階生活環境課または市の HP から申請書を受け取り、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記により手術後 1 か月以内（3 月手術分は 3 月 19 日まで）に提出してください。年度をまたがっての申請はできません。

提出書類

- ①申請書兼報告書（様式第1号）
- ②一覧表（様式第2号）
- ③猫の写真（様式第4号）※カラー印刷のもの
- ④手術費の領収書及び内訳書の写し
- ⑤誓約書（様式第5号）
- ⑥補助金交付請求書（様式第7号）

（主な流れ）



問い合わせ先
上尾市役所生活環境課
電話：048-775-6940（直通）